

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部
改正について

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 41 年条例
第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 5 号中「（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第
27 号）第 3 条ただし書に規定する職員については、60 歳）」を削り、「同条例第
2 条に規定する」を「熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 27 号）
第 2 条の」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

医師及び歯科医師の高齢者部分休業を可能とする年齢の変更に伴い、所要の改正
を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。